

銚田市空家バンクのご案内

～ バンクに登録された空家を活用してみませんか？ ～

銚田市では、まだ使用できる「眠っている空家」を再び住居として利活用することを促進するため、「銚田市空家バンク」を実施しています。

空家を購入(借受)して、それを活用して「銚田市に住みたい」

⇒⇒⇒ 銚田市空家バンクへ「**利用登録**」してみませんか？

市のホームページにて、登録された物件の立地条件や間取り、売買・賃貸の別、希望価格等を公開しますので、条件にあった物件があれば、空家所有者との交渉のお手伝いをいたします。

○利用登録の条件

- ①当該物件に定住し、地域住民と強調して生活していきたい。
- ②その他、要綱に規定された要件を満たす場合

バンクに登録されている物件に興味がある場合、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会とともに、所有者（管理者）との交渉のお手伝いをいたします。

(注) 交渉等に関する報酬等は宅地建物取引業法で定められています。

●**契約成立** → 条件を満たせば銚田市より**補助金**や**助成金**を受けられる場合があります。

①「修繕費補助金」※売買のみ

空家バンクを通じて売買で契約が成立し、自己所有になった物件の修繕工事をする場合、費用の一部を補助します（10万円以上の工事請負契約額の1/2の額で最大50万円を1回のみ）。

②「居住助成金」※売買、賃貸共に

空家バンクを通じて契約が成立し、5年以上その物件に居住した世帯（契約時が満20歳以上満60歳以下の世帯主で2名以上の世帯）に対し、居住開始から5年経過後に一律10万円を助成します。

※詳しくは銚田市ホームページ「銚田市の空家支援」をご覧ください。

銚田市空家相談窓口（市役所都市計画課内）直通Tel.0291-36-7754